

社会福祉法人長興会行動計画

次世代育成支援対策推進法並びに女性活躍推進法に基づき、職員が心身のリフレッシュを図り、長く活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2026年4月1日～2029年3月31日まで

2. 目標と取組内容・実施時期

＜目標＞ 年間の職員の平均有給消化日数を1日増やす。【女活】

＜実施時期・取組内容＞

● 2026年4月～

各部署の有給休暇消化状況を把握し、対策を検討する。

● 2026年4月～

会議等で有給休暇を消化するための課題を共有し、
目標達成に向けた見直しを図る。

有休をとりやすい環境整備に向けた、人材確保を加速させる。

＜目標＞ 男性職員の育児休業取得率を30%以上とする。

＜実施時期・取組内容＞

● 2026年4月～

育児休業をとりやすい環境整備に向けた、人材確保・業務改善を図る。

＜目標＞ 職員の残業時間を月平均8時間以内とする。

＜実施時期・取組内容＞

● 2026年4月～

業務見直しを行うとともに、ノー残業デイの設置等検討する。